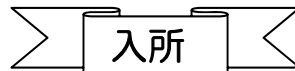




介護老人保健施設 のへじ 重要事項説明書

令和6年6月1日



QR

1.施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 のへじ
- ・開設年月日 平成 13 年 4 月 1 日
- ・所在地 青森県上北郡野辺地町字餅栗川原 4
- ・電話番号 0175 (65) 2333
- ・FAX番号 0175 (65) 1808
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (0252580030)
- ・電子メール noheji@fukushinosato.com
- ・ホームページ www.fukushinosato.com

(☞バーコードリーダー対応)
福祉の里 HP へリンクします。

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営む事が出来るようになるための支援が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護サービスや機能訓練サービス等を提供することにより、入所者の能力に応じ自立した日常生活を営めることができるようにし、一日でも早く居宅へ復帰できるよう支援します。

また、居宅での生活を一日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスも提供します。

(3) 介護保健施設の役割

1. 包括的ケアサービス施設

利用者の意思を尊重し、望ましい在宅または施設生活が過ごせるようチームで支援します。そのため利用者に応じて目標と支援計画を立て、必要な医療、看護や介護、リハビリテーションを提供します。

2. リハビリテーション施設

体力や基礎動作能力の獲得、活動や参加の促進、家庭環境の調整など生活機能向上を目的に、集中的な維持期リハビリテーションを行います。

3. 在宅復帰施設

脳卒中、廃用症候群、認知症等による個々の状態像に応じて、多職種からなるチームケアを行い、早期の在宅復帰に努めます。

4. 在宅生活支援施設

自立した在宅生活が継続できるよう、介護予防に努め、入所や通所リハビリテーションのサービスを提供するとともに、他サービス機関と連携して総合的に支援し、家族の介護負担の軽減に努めます。

5. 地域に根ざした施設

家族や地域住民と交流し情報提供を行い、様々なケアの相談に対応します。市町村自治体や各種事業者、保健・医療・福祉機関などと連携し、地域と一体となったケアを積極的に担います。また、評価・情報公開を積極的に行い、サービスの向上に努めます。

(4) 施設の職員体制

	常勤（内兼務）	非常勤（内兼務）	夜間体制	業務内容
管理者（施設長）	1（1）			管理業務
医師	1（1）			医療業務
看護職員	7	2	1	看護業務
介護職員	16	7	2	介護業務
理学療法士	4（4）	1（1）		機能訓練業務
作業療法士	2（2）			〃
管理栄養士	1			栄養管理業務
栄養士		1		〃
支援相談員	2	1		相談業務
介護支援専門員	2			ケアプラン業務
合計	36（8）	12（1）	3	

☞ 職員体制は令和6年4月1日付の配置人員を掲示しております。

(5) 入所定員（短期入所療養介護含）

60名（内 認知症専門棟 20名）

(6) 通所リハビリテーション定員

60名

(7) 療養室（ ）内は認知症専門棟

・個室 24室（4室） ・四人室 9室（4室）

2. サービス概要

(1) 施設サービス計画の立案

当事業では、在宅復帰を目標とした施設サービス計画に基づいてサービスを提供します。この計画は、利用者・ご家族の希望を十分に取り入れ、また利用者に関わるあらゆる職種の協議内容を基に、計画作成担当介護支援専門員によって作成されます。なお、作成された計画の内容については、利用者・ご家族に説明のうえ、同意をいただく事としております。

(2) 食事サービス

管理栄養士の作成する献立により、利用者の心身の状態、病状、嗜好及び生活サイクル、利用者の希望に配慮した食事を提供いたします（療養食として、糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食等の提供が可能です）。

・食事はできるだけ食堂でおとりいただきます。食堂以外の場所を希望される場合はお申し付け下さい。

- ・食事の時間は原則下記のとおりです。
- ・利用者毎に栄養ケア計画を作成し、進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて見直しを行います。
* 適時の食事提供と云った観点から、なるべくご希望される時間での配膳に努めます。下記以外の時間でお食事を希望される場合はお申し出ください。

朝食	7:00~8:00
昼食	12:00~13:00
夕食	18:00~19:00

(3) 入浴

一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には、特別浴槽で対応します。週に最低2回以上入浴していただきますが、利用者の心身の状況から入浴が難しい場合には清拭となる場合があります。

また、当施設は特別浴槽・循環浴槽を除き、温泉浴を楽しむことが出来ます。温泉の成分などで皮膚トラブルの心配がある方は事前にお申し出ください。

(4) 医学的管理・看護

介護老人保健施設は、医師・看護職員が常勤しておりますので、利用者の心身の状況に照らして適切な医療管理を行います。歯科受診を希望される場合は、野辺地町内の歯科医院に受診することが出来ます。

また、緊急時等必要な場合には協力医療機関等に責任をもって引継ぎをいたします。

(5) 介護

利用者の心身の状況に応じて作成された、施設サービス計画に基づいて、適切なケアを提供いたします。

(6) 機能訓練

理学療法士・作業療法士等の職員による利用者の心身の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下防止と個別の在宅環境に合わせた援助に努めます。

・3ヶ月毎に個別のリハビリテーション実施計画を作成し、進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて見なおしを行います。

(7) 相談援助サービス

利用者及び家族からのいかなるご相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

(8) 理容サービス (第1・3月曜日)

(9) 行政手続代行 (介護保険申請代行、認定調査等)

(10) その他

上記以外のサービスおよび詳細については、職員までお気軽にご相談ください。

3.利用料金

◇基本料金 (基本型)

① 個室利用負担額

(単位：円) ※1ヶ月=30日

	施設サービス費 利用者負担額	食費負担額	居住費負担額	1日 負担額	1ヶ月 負担額
要介護1	717	1,700	1,668	4,085	122,550
要介護2	763	1,700	1,668	4,131	123,930
要介護3	828	1,700	1,668	4,196	125,880
要介護4	883	1,700	1,668	4,251	127,530
要介護5	932	1,700	1,668	4,300	129,000

② 四人室利用負担額

(単位：円) ※1ヶ月=30日

	施設サービス費 利用者負担額	食費負担額	居住費負担額	1日 負担額	1ヶ月 負担額
要介護1	793	1,700	377	2,870	86,100
要介護2	843	1,700	377	2,920	87,600
要介護3	908	1,700	377	2,985	89,550
要介護4	961	1,700	377	3,038	91,140
要介護5	1,012	1,700	377	3,089	92,670

◇基本料金 (在宅強化型)

① 個室利用負担額

(単位：円) ※1ヶ月=30日

	施設サービス費 利用者負担額	食費負担額	居住費負担額	1日 負担額	1ヶ月 負担額
要介護1	788	1,700	1,668	4,156	124,680
要介護2	863	1,700	1,668	4,231	126,930
要介護3	928	1,700	1,668	4,296	128,880
要介護4	985	1,700	1,668	4,353	130,590
要介護5	1,040	1,700	1,668	4,408	132,240

② 四人室利用負担額

(単位：円) ※1ヶ月=30日

	施設サービス費 利用者負担額	食費負担額	居住費負担額	1日 負担額	1ヶ月 負担額
要介護1	871	1,700	377	2,948	88,440
要介護2	947	1,700	377	3,024	90,720
要介護3	1,014	1,700	377	3,091	92,730
要介護4	1,072	1,700	377	3,149	94,470
要介護5	1,125	1,700	377	3,202	96,060

※1 施設サービス費・食費・居住費は医療費控除の対象となります。

※2 65歳以上の被保険者の介護保険の負担割合については、所得に応じて1割～3割に区分されます。

*利用者が外泊をされた場合、1ヶ月に6日を限度とし上記施設サービス費に代えて1日につき362円が請求されます。

*通常の利用料金の支払いが困難な方に対して、**利用料金の減額免除**を実施しております。

*外泊中に、介護老人保健施設により提供される在宅サービスを利用した場合、1日につき800円請求されます。

◇所得別の負担額について

食費・居住費については、低所得者の方に過重な負担とならないよう、所得段階別に下記のとおり設定されております。負担額の概算については巻末の一覧表（別表1）をご覧ください。

所得段階	食費	居住費		☑
		個室	多床室	
第1段階（市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者、生活保護受給者）	300	490	無料	
第2段階（市町村民税世帯非課税かつ年金収入が80万以下）	390	490	370	
第3段階①（市町村民税世帯非課税かつ年金収入が80万超120万以下）	650	1,310	370	
第3段階②（市町村民税世帯非課税かつ年金収入が120万超）	1,360			

◇加算料金について

（単位：円）

項目	加算額1日（回）	内容	☑	
サービス提供体制強化加算	I	22	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上である場合に加算されます。（別に利用定員・人員基準に適合）	
	II	18	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合に加算されます。（別に利用定員・人員基準に適合）	
<u>介護職員等 処遇改善加算（I）</u>	<u>所定単位数の 7.5%</u>	<u>介護職員等の処遇改善に要する費用として、施設サービス費と各種加算、減算額を合計した金額の7.5%に相当する額が加算されます。</u>		
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	I	51	所定の基準に達している場合で、基本型施設サービス費を算定している場合は（I）、在宅強化型施設サービス費が算定されている場合は（II）が1日につき加算されます。	
	II	51		
自立支援促進加算	300/月	自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、3ヶ月に1回医学的評価の見直しを行い、特に自立支援のための対応が必要な人毎に多職種が共同して支援計画を策定し、計画に沿ったケアを実施し、定期的な計画の見直しをしている場合に加算されます。		
入所前後訪問指導加算	I	450	入所前後に入所予定者の自宅等を訪問して退所を念頭に置いた施設サービス計画の作成及び、診療方針の決定を行った場合、左記の料金が加算されます。	
	II	480	入所前後に入所予定者の自宅等を訪問して退所を念頭に置いた施設サービス計画の作成及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合に、左記の料金が加算されます。	

初期加算	I	60	急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後 30 日以内に退院し、入所した場合については、1 日につき左記の料金が加算されます。
	II	30	入所した日から起算して30日以内の期間については、1 日につき左記の料金が加算されます。
安全対策体制加算		20	施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に入所初日に 1 回加算されます。
再入所時栄養連携加算		200	入所者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合や特別食等を必要とされた場合に算定されます。
退所時栄養情報連携加算		70	特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者に対し、管理栄養士が、退所後の主治医と介護支援専門員、または退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する場合、退所した月において、1 月につき 1 回を限度として左記の料金が加算されます。
科学的介護推進体制加算	I	40/月	利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出している場合加算されます。
	II	60/月	利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等の基本的な情報に加え、疾病の状況や服薬情報等を厚生労働省に提出している場合加算されます。
認知症ケア加算		76	認知症専門棟においてサービスを提供している場合は、1 日につき左記の料金が加算されます。
認知症チームケア推進加算	I	150/月	認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を 1 名以上配置し、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組み、対象者に対して認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施している場合に左記の料金が加算されます。
	II	120/月	認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了した者を 1 名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組み、対象者に対して認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施している場合に左記の料金が加算されます。
認知症行動・心理症状緊急対応加算		200	認知症の行動・心理症状が認められる為、在宅での生活が困難であり医師が適当と判断の上、サービスを利用した場合、7 日を上限とし、1 日につき左記の料金が加算されます。
若年性認知症入所者受入れ加算		120	利用者毎、個別に担当者を定め、若年性認知症の利用者を受入れた場合、1 日につき左記の料金が加算されます。
夜勤職員配置加算		24	入所者の数が 20 又はその端数を増すごとに 1 名以上の数の夜勤を行う介護・看護職員を配置している場合に加算されます。
短期集中リハビリテーション実施加算	I	258	入所の日から起算して3ヶ月以内の期間において、集中的にリハビリテーションを個別に実施した場合であって、入所時及び 1 月に 1 回以上 ADL 等の評価を行い、その結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直ししている場合に加算されます。

	Ⅱ	200	入所の日から起算して3ヶ月以内の期間において、集中的にリハビリテーションを個別に実施した場合に加算されます。
リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算	I	53/月	リハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省へ提出し、必要に応じて計画内容を見直す等、リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に(Ⅱ)が加算されます。加えて、入所者の口腔の健康状態や栄養状態に関する情報を共有し、所定の加算を算定している場合は(Ⅱ)に替えて(Ⅰ)が加算されます。
	Ⅱ	33/月	
栄養マネジメント 強化加算		11	低栄養状態のリスクが高い利用者に対し、医師・管理栄養士、看護等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察(週3回以上)を行い、入所者毎の栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を行い、入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出している場合に算定されます。
療養食加算		6	1日3食を限度とし、利用者の心身の状況に合わせ、糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食等の療養食の提供を行った場合に加算されます。
経口移行加算		28	経管により食事を摂取している利用者に対し、経口移行計画を作成し、経口での食事摂取を進めるための栄養管理を行った場合に加算されます。
経口維持加算	I	400	経口により食事を摂取し、著しい摂食機能障害により誤嚥が認められる利用者に対し、経口維持計画を作成し、継続して経口での食事摂取を進めるための栄養管理を行った場合に加算されます。
	Ⅱ	100	経口により食事を摂取し、摂食機能障害により誤嚥が認められる利用者に対し、経口維持計画を作成し、継続して経口での食事摂取を進めるための栄養管理を行った場合に加算されます。
排せつ支援 加算	I	10/月	排泄に介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時に評価するとともに、少なくとも6ヶ月に1回評価を行い厚生労働省に提出している。また、評価を元に他職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合に加算されます。
	Ⅱ	15/月	施設入所時と比較して、排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、又はおむつ使用ありから使用なしに改善している場合に加算されます。
	Ⅲ	20/月	施設入所時と比較して、排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、かつおむつ使用ありから使用なしに改善している場合に加算されます。
褥瘡マネジメント 加算	I	3/月	褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3ヶ月に1回評価を行い、厚生労働省に提出している。評価の結果褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者ごとに、他職種が共同し褥瘡管理に関するケア計画を作成し、定期的に記録、見直ししている場合に加算されます。
	Ⅱ	13/月	上記内容を満たしており、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされる入所者等に、褥瘡の発生がない場合加算されます。
ターミナルケア加算		死亡日 1,900/日	医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断され、施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針を決定し、ターミナルにおける支援を行った場合に加算されます。
		死亡日前日及び前々日 910/日	

		死亡日以前 4～30日 160/日		
		死亡日以前 31～45日 72/日		
協力医療機関連携加算		50/月	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催している場合に加算されます。(令和7年3月31日までは100/月)	
かかりつけ医連携 薬剤調整加算	I	(イ) 140	入所前に6種類以上の内服薬が処方されている入所者について、処方内容を評価及び調整した場合に(イ)ロが加算され、入所前の主治の医師と連携して処方内容を評価及び調整した場合は(イ)イが加算されます。加えて、服薬情報等を厚生労働省へ提出している場合(II)が加算され、さらに退所時に処方されている内服薬の種類が入所時に比べ1種類以上減薬されている場合は(III)が算定されます。	
		(ロ) 70		
	II	240		
	III	100		
試行的退所時指導 加算		400	入所期間が1ヵ月を超える入所者が施行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に加算されます。	
退所時情報提供 加算	I	500	利用者の退所後の主治医に対して紹介を行った場合、居宅等へ退所する場合は(I)が加算され、医療機関に退所する場合は(II)が加算されます。	
	II	250		
入退所前連携加算	I	600	利用者の退所に先立って、希望する指定居宅介護支援事業所に対し、処遇に必要な情報を提供した場合に(II)が加算されます。加えて入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合は(II)に替えて(I)が加算されます。	
	II	400		
老人訪問看護指示 加算		300	退所時に施設医師が、診療に基づき訪問看護が必要と認め、訪問看護ステーションに対して指示書を交付した場合に加算されます。	
所定疾患施設療養費 (I)		239	肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の憎悪を発症した利用者に対して、投薬、検査、注射、処置等を行った場合、(I)は1ヶ月に1回、連続した7日を限度として、(II)は1ヶ月に1回、連続した10日を限度として加算されます。	
所定疾患施設療養費 (II)		480		
緊急時治療管理		518	利用者の病状が重篤になった際に緊急的な医療管理(注射、投薬、処置等)を行った場合に加算されます。	
特定治療			高齢者の医療の確保に関する法律に規定するリハビリテーション、処置手術、麻酔又は放射線治療(別に厚生労働大臣が定めるものを除く)を行なった場合に算定されます。	
高齢者施設等感染 対策向上加算	I	10/月	新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保し、協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めし、発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応している場合、算定されます。	
	II	5/月		医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合算定されます。
新興感染症等施設療養費		240	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対	

			策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として加算されます。
生産性向上推進 体制加算	I	100/月	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、業務改善を継続的に行うとともに、生産性向上の取組に関する実績データを厚生労働省に報告する場合(Ⅱ)が加算され、加えて生産性向上の取組による成果が確認された場合であって、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、かつ、職員間の適切な役割分担の取組を行っている場合に(Ⅰ)が加算されます。
	Ⅱ	10/月	

*加算料金は医療費控除の対象となります。

◇日用品等の料金について

当施設では日常生活において必要と想定される下記の利用料については徴収しないこととしております。

○日用品費 / 100円/日

<備付け共用品目> シャンプー・リンス・ボディソープ・ティッシュ・トイレトペーパー等

*入所者の希望により使用したい物品がある際は、利用者・ご家族の方に準備していただきます。

○教養娯楽費 / 0円

趣味活動等(例えば革細工、パッチワーク等)にかかる材料費等は当施設で負担いたします。

ただし、完成した作品を利用者・ご家族の方が希望される場合、それにかかった材料等の実費相当分を請求いたします。なお、趣味活動の内容及び費用等については随時ご説明させていただきます。

◇その他の利用料金について

(単位：円)

項目	1日(1回)	1ヶ月(30日)	内 容	☑
業者洗濯 【委託先】 ワタキューセイモア(株)	40/100g		諸事情によりご家族が洗濯物を取りに来ることができず、業者に依頼した場合にお支払いいただきます。(請求時合計額の1円未満は切り捨てとなります。)	
テレビ	50	1,500	施設用テレビを、ご利用された場合にお支払いいただきます。	
冷蔵庫	50	1,500	施設用冷蔵庫を、ご利用された場合にお支払いいただきます。	
理容料 (税込)	散髪 顔そり	2,000	理容を利用された場合に左記の料金をお支払いいただきます。	
	顔そり のみ	1,500		
健康管理費	実費		インフルエンザ予防接種を受けられた場合にお支払いいただきます。	
結核検診料	歩行可能 (間接撮影)	実費	定期的に、入所者に対し結核検診を実施しております。検診を受けられた場合にお支払いいただきます。	
	歩行不可 (直接撮影)	実費		

* その他の利用料金は医療費控除の対象とはなりません。

◇医療費控除について

* 施設サービス費・食費・居住費及び加算料金は医療費控除の対象となります。その他の利用料金は医療費控除の対象とはなりません。

◇おむつ代にかかる費用について

おむつ、リハビリパンツ等は当施設より提供させていただきますので、ご準備して頂く必要はありません。

4.お支払い方法

毎月 15 日頃までに、前月分の請求書を発行いたします。お支払いは請求書到着後、30 日以内にお願致します。お支払いの確認がとれ次第、領収書を発行致します。

お支払い方法は、①「現金払い」、②「銀行振込」、③「自動引落とし」の 3 通りがあります。銀行振込をご利用される場合には、請求書に同封される口座名義へお願いいたします。ご不明な点がございましたら、事務室までお問い合わせください。

※自動引き落としは青森銀行の提供する「あおもりワイドネットサービス」とゆうちょ銀行の引き落としの 2 種類があります。ご利用される方は別途申込書への記入が必要となります。

詳細については別紙を参照下さい。

5.協力医療機関

当施設では、下記の医療機関に御協力いただいております。

○協力医療機関

- | | | |
|--------------|-----------------|---------------|
| ・ 公立野辺地病院 | 野辺地町字鳴沢 9-1 2 | ☎0175-64-3211 |
| ・ 戸館内科整形外科医院 | 野辺地町字野辺地 261-1 | ☎0175-64-2525 |
| ・ 平内中央病院 | 平内町大字小湊字外ノ沢 1-1 | ☎017-755-2131 |
| ・ 十和田第一病院 | 十和田市東三番町 10-70 | ☎0176-22-5511 |

○協力歯科医療機関

- | | | |
|-----------|---------------|---------------|
| ・ 公立野辺地病院 | 野辺地町字鳴沢 9-1 2 | ☎0175-64-3211 |
|-----------|---------------|---------------|

6.緊急時の連絡先

緊急の場合には、「利用契約書」にご記入いただいた緊急時の連絡先へ連絡いたします。

また、ご利用中に体調を崩された場合、協力医療機関等に搬送し緊急時の連絡先へ連絡しますが、その際に連絡がつかない場合は、当施設医師の判断で協力医療機関と調整いたします。

仮に入院となった際、ご家族等の方が遠方などで早急に病院に来ることが不可能な場合及び、緊急時の連絡先へ連絡がつかなかった場合は、家政婦協会に家政婦を依頼することがあります。

7.安全管理体制について

(1) 事故発生防止のための指針の整備を行います。

(2) 事故発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します。

- (3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的を実施します。
- (4) 担当者を配置するとともに、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備します。

8.事故について

- (1) 当施設のサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県・保険者および関係各機関ならびに利用者の身元引受人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- (3) 当施設サービス利用中の事故のうち、損害を賠償すべき事故である場合には、速やかに損害の賠償をいたします。(当施設は全老健共済会の損害保険に加入しております。)
- (4) 利用者の過失による事故が発生した場合は、利用者及び身元引受人に責任を持って対応していただきます。また、当施設が損害を被った場合は、利用者又は身元引受人に対してその損害の賠償を請求いたします。

9.非常災害対策

- 防災設備 …… スプリンクラー、消火器、消火用散水栓等
- 防災訓練 …… 年2回実施

10.秘密の保持について

- (1) 当施設及び当施設の従業者又は従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当施設では、利用者の他医療機関等での診察の必要がある場合、施設退所における主治医・居宅介護支援事業所等への情報提供又はサービス担当者会議等において必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。

11.相談・苦情処理等について

(1) 当施設の相談・苦情窓口

当施設に関する利用者及び身元引受人等からの相談・苦情に対し、迅速且つ適切に対応するため、下記担当者を置き、事実関係の調査を実施し、利用者及び身元引受人等の方へ説明いたします。

また、ご意見箱において相談・苦情を申し出ることもできます。

- 相談・苦情受付窓口 …… 支援相談室
- 問合せ先 …… 0175 (65) 2333 (代)
- 受付日 …… 年中無休
- 受付時間 …… 午前8時30分～午後5時30分

(2) ご意見箱の設置場所

- ご意見箱設置場所 …… 1) エントランスホールカウンター
2) 施設 正面玄関

※ご意見用紙はご意見箱の横に設置してあります。

(3) 第三者委員

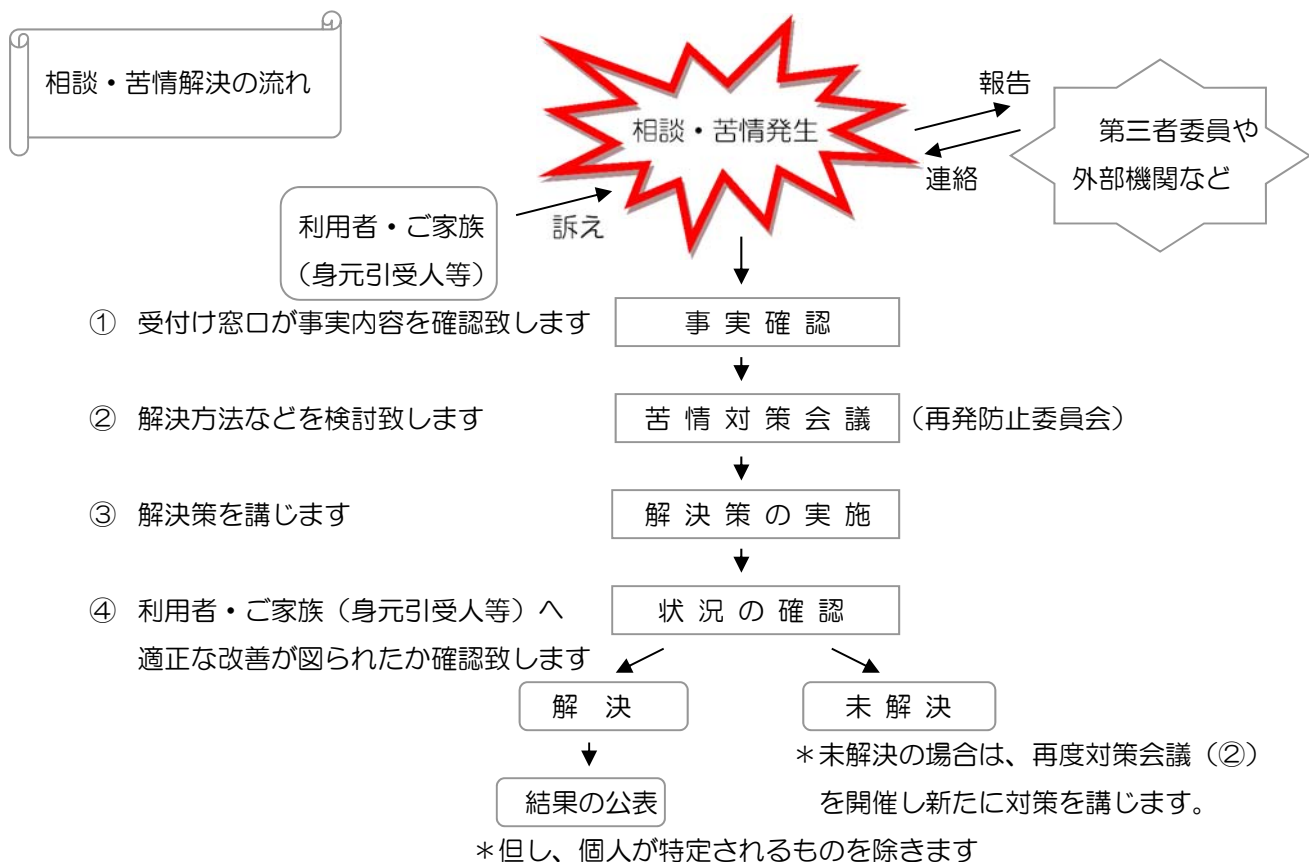
当法人（社会福祉法人 福祉の里）では客観的に外部の立場から、苦情・要望の解決にあたる第三者委
を設置しております。

【第三者委員】 苫米地 孝子 ・ 石山 則子

(4) 外部機関

当施設以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合等の窓口相談・苦情を申し出る事
が出来ます。

- 1) 野辺地町役場 介護・福祉課
0175 (65) 1777
- 2) 青森県国民健康保険団体連合会（介護保険苦情相談窓口）
017 (723) 1301
- 3) 青森県運営適正化委員会（福祉サービス相談センター）
017 (731) 3039



1 2.身体的拘束について

当施設は、原則として入所者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入所者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 3.虐待の防止について

当施設は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者(管理者 熊谷 達夫)
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業員が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (5) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (6) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (7) サービス提供中に、当該施設従業員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 4.衛生管理等

- (1) 指定介護老人保健施設の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 5.業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施す

るための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16.施設利用にあたっての連絡事項

(1) 入所中の医療機関への受診等について

介護老人保健施設のへじには常勤の医師がおり、利用者の健康管理をしております。そのため、他の医療機関への受診には、当施設の医師の紹介が必要です。

また、ご家族・利用者が他の医療機関への受診を希望されるときには、当施設の医師、看護師、支援相談員にご相談ください。

(2) ジェネリック医薬品について

当施設の医師の処方によっては、入所前に服用されていたお薬と、効果は同じですが、名前・形状の異なるお薬を使用する場合があります。（ジェネリック医薬品）

(3) 外出・外泊

外出・外泊をご希望される方は前日までに、ご連絡ください。また、外出・外泊中の様子は、施設に戻られた際、必ず職員までお知らせください。

(4) 衣類

季節の変わり目には、衣類の入れ替えと名前の記入をお願い致します。記入の際は、消えにくい油性ペン等をお願い致します。名前が記入されていない衣類の紛失については責任を負いかねます。

(5) 所持品

多額な現金および貴重品（ブレスレット・ネックレス・指輪等貴金属）などの持参はご遠慮願います。当サービス利用にかかる上記紛失、破損等の保証は致しかねます。また、ナイフ・はさみ等危険物と成り得る物品の持ち込みもご遠慮ください。

*持ち物についての詳細は巻末の一覧表（別表2）をご覧ください。

(6) 内服薬

内服薬はお手元にある分を持参ください。

(7) 面会について

来所の際は玄関入り口に設置の来所記録へご記入の上、事務室に提出していただき、面会証の着用をお願い致します。

【面会時間】午前8：30 ～ 午後5：30

安全管理のため17：30～翌8：30までは正面玄関が施錠されますので、御用の方はインターホンでお知らせください。

飲食物を差し入れする際には必ずお近くの職員へお知らせください。

(8) その他

- 1 利用者は、療養生活の秩序を保ち、共同生活を乱すような行動を慎み、相互の親睦に努めていただきます。
- 2 定められた場所以外で、火気の使用はできません。
- 3 身体に異常がある場合、又は同室の利用者等に異常がある方を発見したときは、直ちに現場担当介護職員又は看護師に届け出てください。

- 4 施設内の設備や備品を大切に扱い、愛着をもって整理整頓に心がけてください。
- 5 外泊・外出時の施設外での受診は、管理者の承認を得てください。又、緊急やむを得ない場合は、事後で施設へ連絡し指示を得てください。
- 6 サービス利用にあたって、施設内で次の行為は行わないで下さい。
 - ・けんか、口論等他人に迷惑をかけること。
 - ・営利行為、宗教の勧誘及び特定の政治活動をおこなうこと。
 - ・ペットや危険物又は他人に迷惑のかかるものを持ち込むこと。
 - ・他の利用者、職員へ対する暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント。
 - ・その他利用者、職員への迷惑行為。
 - ・施設内での飲酒および喫煙。

17.法人および施設運営に関する情報の公開

社会福祉法人福祉の里の運営に関する詳細（財務内容・事業内容ほか）は社会福祉法・介護保険法の規定により随時、閲覧することができます。閲覧を希望される方は直接事務室までお申し出ください。

また、法人ホームページ（www.fukushinosato.com）および広報誌「広報のへじ」等においても情報の公表に努めて参ります。

18.お問い合わせ及び施設見学等について

介護に関する相談やお問い合わせ、施設見学等につきましては随時対応させていただきます。また、当法人の詳細につきましては別途パンフレットがございます。お気軽に申しつけ下さい。

<重要事項説明同意書>

令和 年 月 日

当施設サービスの提供にあたり、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所 所在地 青森県上北郡野辺地町字餅栗川原4
名称 介護老人保健施設 のへじ

説明者 _____ 印

私は、本書面により、事業所から施設サービスについての重要事項の説明を受け、その内容について同意いたします。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____

重要事項説明書【別紙1】

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

当法人は信頼の介護サービスに向けて、利用者様に良い看護・介護を受けていただけるよう日々努力を重ねております。「利用者様の個人情報」につきましても適切に保管し管理することが非常に重要であると考えております。そのために当法人では、以下の個人情報保護方針を定め確実な履行に努めます。

1. 個人情報の収集について

当法人が利用者様の個人情報を収集する場合、利用者様の看護及び介護にかかわる範囲で行います。その他の目的に個人情報を利用する場合は利用目的を、あらかじめお知らせし、了解を得た上で実施いたします。ウェブサイトで個人情報を必要とする場合も同様にいたします。

2. 個人情報の利用及び提供について

当法人は、利用者様の個人情報の利用につきましては以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用いたしません。

- 利用者様の了解を得た場合
- 個人を識別あるいは特定できない状態に加工して利用する場合（注1）
- 法令等により提供を要求された場合

当法人は、法令の定める場合を除き、利用者様の許可なく、その情報を第三者に提供いたしません。（注2）

3. 個人情報の適正管理について

当法人は、利用者様の個人情報について、正確かつ最新の情報に保ち、利用者様の個人情報の漏洩、紛失、破壊、改ざん又は利用者様の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。

4. 個人情報の確認・修正等について

当法人は、利用者様の個人情報について利用者様が開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、当法人の「利用者情報の提供等に関する指針」に従って対応します。又、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も、調査し適切に対応いたします。

5. お問い合わせ窓口

当法人の個人情報保護方針に関してのご質問や利用者様の個人情報のお問い合わせは下記の窓口でお受けいたします。

「 窓 口 」 社会福祉法人福祉の里 統括本部総務部 山本 貴之
介護老人保健施設のへじ 支援相談室 支援相談員
連絡先 0175-65-2333

6. 法令の遵守と個人情報保護の仕組みの改善

当法人は個人情報保護方針に関する日本の法令、その他の規範を遵守するとともに、上記の各項目の見直しを適宜行い、個人情報保護の仕組みの継続的な改善を図ります。

令和4年4月1日

社会福祉法人 福祉の里
理事長 山本 孝司

(注1) 単に個人の名前などの情報のみを消し去ることで匿名化するのではなく、あらゆる方法をもってしても情報主体を特定できない状態をいう。

(注2) 第三者とは、情報主体及び受領者（事業者）以外をいい、本来の利用目的に該当しない、または情報主体によりその個人情報の利用の同意を得られていない団体又は個人を指す。

この方針は、利用者さまのみならず、当法人の職員および当法人と関係のある全ての個人情報についても上記と同様に取り扱います。

当法人では利用者様の個人情報の保護に万全の体制をとっています

当法人では、利用者様の個人情報については下記の目的に利用し、その取扱いには万全の体制で取り組んでいます。
なお、疑問などがございましたら担当窓口にお問い合わせください。

当法人での利用者様の個人情報の利用目的は

1. 法人内での利用

- (1) 利用者様に提供する看護・介護サービス
- (2) 介護保険事務
- (3) 入退所等の居室等管理
- (4) 会計・経理
- (5) 看護・介護事故等の報告
- (6) 当該利用者様への看護・介護サービスの向上
- (7) 施設内実習への協力
- (8) 医療の質の向上を目的とした施設内症例研究
- (9) その他、利用者様に係る管理運営業務

2. 法人外への情報提供としての利用

- (1) 病院、診療所、助産院、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者、市町村等との連携
- (2) 他の介護サービス事業者等との連携
- (3) 利用者様が診療等の為、外部に医師等の意見・助言を求める場合
- (4) 検体検査業務等の業務委託
- (5) ご家族等への説明
- (6) 保険事務の委託
- (7) 審査支払機関へのレセプトの提供
- (8) 審査支払機関または保険者からの紹介への回答
- (9) 事業者等から委託を受けた健康診断に係る、事業者等へのその結果通知
- (10) 賠償責任保険等に係る、看護・介護に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
- (11) その他、利用者様への介護保険事務に関する利用

3. その他の利用

- (1) 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- (2) 外部監査機関への情報提供

- ① 上記の内、他機関への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出下さい。
- ② お申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。
- ③ これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。

重要事項説明書【別表1-1】

所得別利用料一覧（基本型）

居住費・食費については入所者の属する世帯の所得に応じて設定されます。利用料に関する負担額は以下のとおりです。（1ヶ月＝30日）

* 下記のほか、重要事項に規定される料金が必要に応じ加算されます。また、以下はあくまで概算であり実際の金額と異なる場合がございます。

第1段階	世帯全員が市町村税非課税者であり、老齢福祉年金受給者 生活保護受給者
第2段階	世帯全員が市町村税非課税者であり、課税年金収入額と合計所得の合算が80万円以下
第3段階①	世帯全員が市町村税非課税者であり、課税収入額が80万円超120万円以下
第3段階②	世帯全員が市町村税非課税者であり、課税収入額が120万円超
第4段階	上記以外（市町村税課税者など）

（個室をご利用される場合）

要介護1

負担段階	施設サービス費負担額（1割）	食費	居住費	日額	月額(30日)
第1段階	717	300	490	1,507	45,210
第2段階		390	490	1,597	47,910
第3段階①		650	1,310	2,677	80,310
第3段階②		1,360	1,310	3,387	101,610
第4段階		1,700	1,668	4,085	122,550

要介護2

負担段階	施設サービス費負担額（1割）	食費	居住費	日額	月額(30日)
第1段階	763	300	490	1,553	46,590
第2段階		390	490	1,643	49,290
第3段階①		650	1,310	2,723	81,690
第3段階②		1,360	1,310	3,433	102,990
第4段階		1,700	1,668	4,131	123,930

要介護3

負担段階	施設サービス費負担額（1割）	食費	居住費	日額	月額(30日)
第1段階	828	300	490	1,618	48,540
第2段階		390	490	1,708	51,240
第3段階①		650	1,310	2,788	83,640
第3段階②		1,360	1,310	3,498	104,940
第4段階		1,700	1,668	4,196	125,880

要介護4

負担段階	施設サービス費負担額 (1割)	食費	居住費	日額	月額(30日)
第1段階	883	300	490	1,673	50,190
第2段階		390	490	1,763	52,890
第3段階①		650	1,310	2,843	85,290
第3段階②		1,360	1,310	3,553	106,590
第4段階		1,700	1,668	4,251	127,530

要介護5

負担段階	施設サービス費負担額 (1割)	食費	居住費	日額	月額(30日)
第1段階	932	300	490	1,722	51,660
第2段階		390	490	1,812	54,360
第3段階①		650	1,310	2,892	86,760
第3段階②		1,360	1,310	3,602	108,060
第4段階		1,700	1,668	4,300	129,000

(多床室をご利用される場合)

要介護1

負担段階	施設サービス費負担額 (1割)	食費	居住費	日額	月額(30日)
第1段階	793	300	0	1,093	32,790
第2段階		390	370	1,553	46,590
第3段階①		650	370	1,813	54,390
第3段階②		1,360	370	2,523	75,690
第4段階		1,700	377	2,870	86,100

要介護2

負担段階	施設サービス費負担額 (1割)	食費	居住費	日額	月額(30日)
第1段階	843	300	0	1,143	34,290
第2段階		390	370	1,603	48,090
第3段階①		650	370	1,863	55,890
第3段階②		1,360	370	2,573	77,190
第4段階		1,700	377	2,920	87,600

要介護3

負担段階	施設サービス費負担額 (1割)	食費	居住費	日額	月額(30日)
第1段階	908	300	0	1,208	36,240
第2段階		390	370	1,668	50,040
第3段階①		650	370	1,928	57,840
第3段階②		1,360	370	2,638	79,140
第4段階		1,700	377	2,985	89,550

要介護4

負担段階	施設サービス費負担額 (1割)	食費	居住費	日額	月額(30日)
第1段階	961	300	0	1,261	37,830
第2段階		390	370	1,721	51,430
第3段階①		650	370	1,981	59,430
第3段階②		1,360	370	2,691	80,730
第4段階		1,700	377	3,038	91,140

要介護5

負担段階	施設サービス費負担額 (1割)	食費	居住費	日額	月額(30日)
第1段階	1,012	300	0	1,312	39,360
第2段階		390	370	1,772	53,160
第3段階①		650	370	2,032	60,960
第3段階②		1,360	370	2,742	82,260
第4段階		1,700	377	3,089	92,670

所得別利用料一覧 (在宅強化型)

居住費・食費については入所者の属する世帯の所得に応じて設定されます。利用料に関する負担額は以下のとおりです。(1ヶ月=30日)

* 下記のほか、重要事項に規定される料金が必要に応じ加算されます。また、以下はあくまで概算であり実際の金額と異なる場合がございます。

第1段階 世帯全員が市町村税非課税者であり、老齢福祉年金受給者
生活保護受給者

第2段階 世帯全員が市町村税非課税者であり、課税年金収入額と合計所得の合算が80万円以下

第3段階① 世帯全員が市町村税非課税者であり、課税収入額が80万円超120万円以下

第3段階② 世帯全員が市町村税非課税者であり、課税収入額が120万円超

第4段階 上記以外(市町村税課税者など)

(個室をご利用される場合)

要介護1

負担段階	施設サービス費負担額 (1割)	食費	居住費	日額	月額(30日)
第1段階	788	300	490	1,578	47,340
第2段階		390	490	1,668	50,040
第3段階①		650	1,310	2,748	82,440
第3段階②		1,360	1,310	3,458	103,740
第4段階		1,700	1,668	4,156	124,680

要介護 2

負担段階	施設サービス費負担額 (1割)	食費	居住費	日額	月額(30日)
第1段階	863	300	490	1,653	49,590
第2段階		390	490	1,743	52,290
第3段階①		650	1,310	2,823	84,690
第3段階②		1,360	1,310	3,533	105,990
第4段階		1,700	1,668	4,231	126,930

要介護 3

負担段階	施設サービス費負担額 (1割)	食費	居住費	日額	月額(30日)
第1段階	928	300	490	1,718	51,540
第2段階		390	490	1,808	54,240
第3段階①		650	1,310	2,888	86,640
第3段階②		1,360	1,310	3,598	107,940
第4段階		1,700	1,668	4,231	126,930

要介護 4

負担段階	施設サービス費負担額 (1割)	食費	居住費	日額	月額(30日)
第1段階	985	300	490	1,775	53,250
第2段階		390	490	1,865	55,950
第3段階①		650	1,310	2,945	88,350
第3段階②		1,360	1,310	3,655	109,650
第4段階		1,700	1,668	4,353	130,590

要介護 5

負担段階	施設サービス費負担額 (1割)	食費	居住費	日額	月額(30日)
第1段階	1,040	300	490	1,830	54,900
第2段階		390	490	1,920	57,600
第3段階①		650	1,310	3,000	90,000
第3段階②		1,360	1,310	3,710	111,300
第4段階		1,700	1,668	4,408	132,240

(多床室をご利用される場合)

要介護 1

負担段階	施設サービス費負担額 (1割)	食費	居住費	日額	月額(30日)
第1段階	871	300	0	1,171	35,130
第2段階		390	370	1,631	48,930
第3段階①		650	370	1,891	56,730
第3段階②		1,360	370	2,601	78,030
第4段階		1,700	377	2,948	88,440

要介護 2

負担段階	施設サービス費負担額 (1割)	食費	居住費	日額	月額(30日)
第1段階	947	300	0	1,247	37,410
第2段階		390	370	1,707	51,210
第3段階①		650	370	1,967	59,010
第3段階②		1,360	370	2,677	80,310
第4段階		1,700	377	3,024	90,720

要介護 3

負担段階	施設サービス費負担額 (1割)	食費	居住費	日額	月額(30日)
第1段階	1,014	300	0	1,314	39,420
第2段階		390	370	1,774	53,220
第3段階①		650	370	2,034	61,020
第3段階②		1,360	370	2,744	82,320
第4段階		1,700	377	3,091	92,730

要介護 4

負担段階	施設サービス費負担額 (1割)	食費	居住費	日額	月額(30日)
第1段階	1,072	300	0	1,372	41,160
第2段階		390	370	1,832	54,960
第3段階①		650	370	2,092	62,760
第3段階②		1,360	370	2,802	84,060
第4段階		1,700	377	3,149	94,470

要介護 5

負担段階	施設サービス費負担額 (1割)	食費	居住費	日額	月額(30日)
第1段階	1,125	300	0	1,425	42,750
第2段階		390	370	1,885	56,550
第3段階①		650	370	2,145	64,350
第3段階②		1,360	370	2,855	85,650
第4段階		1,700	377	3,202	96,060

入所時持参していただくもの

事務手続き必需品	
介護保険被保険者証	入所期間中、施設にて保管致します。
健康保険被保険者証	事務手続きの際必要になります。
後期高齢者医療被保険者証	入所期間中、施設にて保管致します。
身体障害者手帳	交付されている方のみお預かり致します。
医療機関診察券	入所期間中、施設にて保管致します。
介護保険負担限度額認定証	事務手続きの際必要になります。
介護保険負担割合証	事務手続きの際必要になります。
印鑑	事務手続きの際必要になります。
健康手帳	入所期間中、施設にて保管致します。

	物 品	個 数
1	衣類上下（動きやすいもの）	4～5枚程度
2	寝間着（パジャマ）上下	4～5枚程度
3	下着上下	6～7枚程度
4	靴下	4～5足程度
5	タオルケット	2～3枚程度
6	バスタオル	4～5枚程度
7	タオル	5～6枚程度
8	洗面用具（歯ブラシ、歯磨き粉、コップ等）	忘れずをお願いします
9	ティッシュペーパー	1～2箱
10	内履き（バレーシューズやスリッパ等）	忘れずをお願いします
11	電気カミソリ（男性の方）	忘れずをお願いします
12	吸い飲み（寝たきり）、ペットボトル（本人専用）	
13	義歯ケース	
14	診療情報提供書（施設入所時必要となります）	
15	内服薬（薬局からの内服情報説明書添付）	1～2週間分

※当施設では、在宅生活を想定し起床時・就寝時の着替え、毎食後の口腔ケアを標準的なサービスと位置付けております。原則、普段着と寝間着（パジャマ）は双方準備下さい。
また、入れ歯をされている方につきましても歯ブラシ、コップ等ご準備下さるようお願い申し上げます。

（お願い）個人の持ち物には、必ず名前を明記してください。

入所予定日	入所時間（ご自宅迎え）	送迎方法
月 日	AM ・ PM :	施設 ・ 家族

利用者・ご家族様へ

利用料金の自動引落しサービスのご案内

平素は、当法人事業所をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
利用料のお支払い方法については、青森県内の主な金融機関からの自動引落しが出来る「あおり
ワイドネットサービス」による自動引落としとゆうちょ銀行の自動引落としがご利用いただけます。
これにより法人内で複数の事業所を利用された場合でも一括引落しでも支払いが可能となるため
事業所毎に支払う手間が省けます。
ご利用の詳細については、下記に記載しましたのでご確認ください。

記

- 取扱い金融機関 青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合、みずほ銀行
東奥信用金庫、東北労働金庫、岩手銀行、秋田銀行、青森県内の農業協同
組合
- 引落日 毎月末（月末が土、日、祝日の場合は翌営業日）
- 手数料 1回につき100円（税抜き・お客様負担）
- 対象事業所 福祉の里のサービス事業全て
（複数のサービスをご利用の方や夫婦でのご利用の場合においても一括引落し
が可能です。）
- 申込方法 「自動払込利用申込書」に必要事項を記入し、銀行届出印欄に押印したものを各施設窓口にお持ち下さい。
- 引落口座 利用者ご本人の口座、またはご家族名義の口座
- 領収書の発行 領収書については、入金確認後に郵送させていただきます。

※ゆうちょ銀行による引落しについては取扱いが若干異なります。詳細については担当職員にお問合せ下さい。

お問い合わせ先 介護老人保健施設のへじ 0175-65-2333
